

人権同和教育に活用したい資料がたくさんあります。

人権同和教育に関する資料は、岐阜県教育委員会、岐阜県人権同和教育協議会などからたくさん発行されています。主な資料を紹介しますので、ぜひ活用してください。

同和教育指導者用手引

岐阜県同和教育協議会が平成3年3月に発行。「同和問題の正しい認識」「身近な人権問題と同和問題」「学校同和教育」「社会同和教育」など、人権同和教育を指導するすべての人々に熟読してほしい資料です。



人権同和教育指導資料

岐阜県教育委員会が作成している資料。平成14年3月に、第38集が発行されています。(第37集までは「同和教育指導資料」)教科や領域ごとに特集されているものもあり、人権同和教育の在り方について具体的に記述されています。



続・心のふれあい

岐阜県同和教育協議会が平成12年3月に発行。人権に関する重要課題の基礎的理解に最適な小冊子。平成13年3月には「活用手引」が発行されており、活用方法が具体的に示されています。



人権同和ぎふ

平成13年3月(No83)まで、「ぎふどうわ」という名で、年2~3回発行されてきた岐阜県人権同和教育協議会の機関誌。人権同和教育の動向、県内の先進的な実践事例、岐阜県教育委員会が購入した人権啓発映画などが紹介されています。



インターネットからも、人権に関する資料・情報が得られます。

- ◇ 法務省人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- ◇ 岐阜県地域県民部人権同和対策室 <http://www.pref.gifu.jp/s11227/gyoumu/index.htm>

啓発映画などの映像資料も活用できます。～問い合わせ先～

名称	所在地	電話番号
岐阜県人権啓発センター	岐阜市薮田南2-1-1(県庁内)	058-278-6134
岐阜県視聴覚ライブラリー	岐阜市宇佐4-2-1(岐阜県図書館内)	058-275-5111
岐阜県高校視聴覚ライブラリー	岐阜市長良西後町1716-2(県立長良高校内)	058-233-5921
岐阜市視聴覚ライブラリー	岐阜市神田町1-11(岐阜市教育委員会社会教育課内)	058-265-4141
羽島市視聴覚ライブラリー	羽島市竹鼻町丸の内6-7(市中央公民館内)	058-392-2228
各務原市総合教育メディアセンター	各務原市那加門前町3-1-3(市立中央図書館内)	0583-83-1124
大垣地区視聴覚教育協議会	大垣市江崎町422-3(西濃総合庁舎内)	0584-73-1111
大垣市視聴覚ライブラリー	大垣市室本町5-51(大垣市スイティアセンター学習館内)	0584-82-1111
中濃地区視聴覚ライブラリー	美濃市生櫛1612-2(中濃総合庁舎内)	0575-33-1878
郡上地区視聴覚ライブラリー	郡上郡八幡町島谷207-1(郡上八幡総合文化センター図書館内)	0575-65-6769
可茂広域行政事務組合 視聴覚ライブラリー	美濃加茂市古井町下古井2610-1(可茂総合庁舎内)	0574-25-3111
東濃西部視聴覚ライブラリー	多治見市上野町5-68-1(東濃西部総合庁舎内)	0572-23-1111
中津川・恵那広域行政事務組合 視聴覚ライブラリー	恵那市長島町正家1067-71(恵那総合庁舎内)	0573-26-1111
益田広域事務組合 視聴覚ライブラリー	益田郡萩原町萩原1166-8(星雲会館内)	0576-52-4101

ひびきあい

平成15年3月 岐阜県人権同和教育協議会

岐阜県人権同和教育基本方針

(平成14年3月6日 教育長決定)

人権同和教育に関する基本的態度

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。

人権問題は、人々が生存の自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利(人権)を侵害する問題であり、すべての人間が生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権同和教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動に通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人ととの間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくすための教育を推進するよう努める。

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

本県の人権同和教育は、上記の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

これまでの同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として捉えて、すべての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高めていくことが必要である。

したがって、人権同和教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権同和教育の推進に当たっては、学校教育と社会教育が密接な連携のもと計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

人権同和教育施策の方向

- ・すべての学校及び地域社会において、人権同和教育を推進する。
- ・人権同和教育推進のための研修を充実する。
- ・すべての学校及び地域社会において、人権問題解決のための啓発に努める。



すべての学校(園)及び地域社会において

様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、幼児・児童生徒、県民一人一人が確かな人権感覚を身に付けることができるよう、教育・啓発の充実に努める。

人権に関する重要課題

一平成14年3月『人権教育・啓発に関する基本計画』(国)参照

女性

従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っている。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事例等が社会的に問題となっている。

子ども

子どもに対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

高齢者

高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加のあり方の問題などが指摘されている。

障害者

障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることがあり、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。

同和問題

現在でも結婚を中心とする差別事象がみられるほか、教育、就労、産業等の面での問題がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

外国人

我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。

感染症被害者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。

犯罪被害者等

行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穀の侵害等が挙げられる。

インターネットによる人権侵害

他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の人権を侵害するような情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

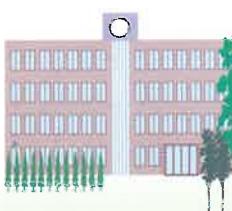
様々な人権問題

- 性同一性障害のある人々などに対する問題
- 今後、新たに生じる人権問題など

同和問題を人権問題の重要な柱として捉えて

様々な人権問題に対する正しい認識と理解を

<より広く・より深く>



人権同和教育で培う3つの力

人権同和教育の推進に当たっては、次の3つの力を培うことを目的として実践することが大切である。

行動力

日常生活の中の人と人とのかかわりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力
・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
・相手の立場を尊重した行為

各教科、領域、及びその他の教育活動を総合的に関連させ、教育活動全体を通して培う。

認識力

身近な生活の中にある不合理なことや差別事象をとらえたり、見抜いたりすることができる力
・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
・差別の構造や歴史的経緯の理解

自己啓発力

生活を振り返り、自己の心の中にいる偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力
・相手の立場に立った共感的理解
・自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

学校教育においては、「人権同和教育の観点」を明らかにして、日々の指導を意図的、継続的に行うことの大切である。

指導しようとしている単元（教材、題材等）において、特に指導上の配慮を要する内容が何であるかを、下記の「基本的に配慮すべき事項」を参考に明らかにする。

- 認め合い、励まし合って学習することにより、学力の向上を図る。
- 科学的で合理的な見方・考え方を育てる。
- 自主自立の精神と正義感をもって諸問題の解決を目指そうとする実践的態度を育てる。
- 相互の信頼と共に基づく好ましい人間関係の醸成を図る。
- 正しい勤労觀と職業觀を育てる。
- 人権尊重の精神に立って、公正公平な態度や思いやりの心を育てる。

各単位時間の指導過程のどこで、どのように指導するのかを明らかにする。

「同和教育指導資料」(第34集)、「人権同和教育指導資料」(第38集)等参照